

平成29年6月27日

川西市議会議長

久保義孝様

総務生活常任委員長

加藤仁哉

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

別紙

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：平成29年6月15日）

1. 議案第41号 水槽付消防ポンプ自動車の買入れについて

議案の概要

本案は、現在、北消防署に配備している水槽付消防ポンプ自動車が、今年度をもって購入後15年を経過し、更新時期が到来したため、株式会社モリタほか13社により地方自治法施行令第167条第1号の規定に基づく指名競争入札を行った結果、株式会社スナミから6278万6695円で買入れしようとするもの。

質疑の概要

問 予定価格を公表している入札の種類と、公表する目的について伺いたい。

答 現在、一般競争入札における工事と業務委託、指名競争入札における工事については事前に公表し、物品の買入れ等については事後に公表している。事前公表については、入札参加者から職員への働きかけを回避するのが主な目的である。

問 平成22年度に購入した水槽付消防ポンプ自動車は約4000万円だったが、今回の購入金額が大幅に増額となった要因について伺いたい。

答 増額分2000万円の内訳は、シャシー900万円、^{ぎそう}艀装750万円、付属品・資機材350万円である。特にシャシーについては道路運送車両の保安基準の一部改正により排ガス規制の強化や安全運転支援システムの装備などが必要になったことに加え、^{ぎそう}艀装部分や資機材等については、活動空間の確保や軽量化を積極的に図っていることが主な増額の要因である。

問 小型の普通ポンプ自動車なら^{きょうあい}狭隘道路でも使いやすい上、価格も抑えられると思うが、今回の車両の必要性について伺いたい。

答 今回購入する車両のタンクは水を1500リットル搭載可能であるため、消火栓や防火水槽といった水利が遠い場合にも素早く消火活動が行うことができる。これにより、初期段階での損害を抑え、救助のため建物内に立ち入る場合は、市民と隊員の命を守ることが可能になる。

問 今回購入する車両は量産品なのか。

答 受注生産であるが、主要メーカーであれば対応可能な仕様である。

特記事項 委員会配付資料あり（議案第41号 水槽付消防ポンプ自動車の買入れにつ

いて)

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第42号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成27年12月に設置した「川西市市民憲章見直し検討委員会」に市民憲章の見直しについて諮問し、平成28年9月13日の答申をもって当初の設置目的を達成したことに伴い、同委員会を廃止するため条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要 なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

3. 議案第43号 川西市税条例及び川西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が制定等に伴い、わがまち特例の割合の規定及び個人の市民税の所得割に係る非課税の範囲等、控除対象配偶者の定義変更並びに現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 川西市税条例第61条の2の新設により対象となる、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の3類型について、阪神間及び本市における実施状況を伺いたい。

答 近隣市の状況については詳細を把握していないが、都市部において存在するという情報は得ている。本市においては、該当する保育事業は実施されていない。

問 「市民緑地の認定制度」について、詳細を伺いたい。

答 都市緑地法の改正により、緑地保全・緑化推進法人が土地をみずから所有し、または無償で借り受けて市民緑地を設置・管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間減額するものである。

問 附則第10条の2により対象となる企業主導型保育事業については、県の監督下に置かれるが、県からの要請があれば市も共同で監督していくのか。

答 基本的には県の監督下に置かれるが、補助金実施要綱では市町村と連携して相互の情報交換等をしっかり行うよう示されているため、これに基づき実施していく。

特記事項 委員会配付資料あり(議案第43号 川西市税条例及び川西市都市計画税条例の一部を改正する条例要旨)

審査結果 原案可決(全員賛成)

4. 議案第48号 平成29年度川西市一般会計補正予算(第1回)

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第2款総務費。第7款商工費。第9款消防費。

第3表 地方債補正

質疑の概要

(1) 第1表 歳入

① 第15款 国庫支出金

問 地方創生交付金550万円が「日本一の里山『黒川』観光まちづくり事業」に対し交付されるとのことであるが、他の事業は申請しなかったのか。

答 28年度から継続している事業が2件あり、今回新規で黒川を申請したものであるが、当該交付金の一部を除き原則的にはソフト事業を対象とするため、活用にはおのずと制約があり、今回の申請は1件のみとなった。

(2) 同 歳出

① 第2款 総務費

問 低炭素型複合施設整備後に文化会館等を解体するための経費として、設計や土壌汚染調査の委託料6700万円を計上しているが、財源内訳のほか、解体スケジュールについて伺いたい。

答 公共施設等適正管理指針事業債のうち、除却事業に活用可能な地方債を起債して財源の90%に充てる。

答 平成30年9月に複合施設が完成予定であるため、同11月頃からふれあいプラザの解体に着手し、翌年3月に完了する予定である。中央公民館・文化会館・生涯学習センターについては30年12月頃に着手し、完了は翌年5月を見込んでいる。

問 古い建物の解体はアスベスト飛散が懸念されるが、対策は。また、委託料のう

ち2000万円は土壌汚染調査ということであるが、解体前に調査が必要なのか。

答 吹きつけアスベストはないものと認識しているが、解体に当たってはその有無を確定する必要があるため、非飛散性も含めて設計委託料の中で調査をしていく。土壌汚染調査については、県との協議しだいではあるが、解体前にも調査が必要になると認識しており、対策についても県と調整しながら進めていく。

② 第7款 商工費

問 観光推進事業で600万円を計上している、黒川地区における観光まちづくりについて伺いたい。

答 同地区における観光まちづくり推進体制の検討のためにワークショップを開催するほか、地元を含めた関係機関の調整や事業計画の策定を業務委託により行う。また、古民家活用をはじめとする諸事業間の調整も行う予定である。

③ 第9款 消防費

問 購入予定である携帯型デジタル無線受令機の配備先のほか、配備するメリットについて伺いたい。

答 7台を購入し、消防団長に1台、副団長に3台、本部付き分団長に3台を配備する。これまで、消防団幹部には災害発生の初動時における情報が一切入っていなかったが、無線を傍受することにより、今後は初動時から消防の動きが把握できる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

5. 請願6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
請願書

議案の概要

憲法では、全ての国民に対し、法の下での平等や健康で文化的な生活を営む権利を保障しているが、アベノミクス等により企業の内部留保が増加する一方で実質賃金は下落するなど、労働者の4人に1人がワーキング・プアに陥っているほか、親の貧困が子どもの成長や発達を阻害する「貧困の連鎖」も大きな社会問題となっており、最低賃金の地域間格差是正と大幅な引き上げは急務である。

よって、直ちに政治的決断により最低賃金を全国一律1000円に引き上げるほか、中小企業への支援策拡充や、雇用の創出と安定に資する政策の実施を求める意見書を国に提出するよう求める。

特記事項 請願の趣旨説明あり

審査結果 不採択（賛成少数）